

昭和六十年建設省令第六号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十二...

(更新の登録)

第一条 浄化槽法(以下「法」という。)第二十一...

第二条 法第二十二条第一項に規定する申請書...

第三条 法第二十二条第二項に規定する国土交通...

一 工事業登録申請者(法人にあつてはその役員...

二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が浄化...

三 工事業登録申請者の住所、生年月日等に關...

四 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の住...

五 法人にあつては、登記事項証明書...

2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確...

1 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確...

ことができないとき、又は同法第三十条の十五...

二 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士...

三 第一項第一号の誓約書、同項第三号の調書及...

四 法第二十二条の規定により工事業登録申...

五 法第二十三条第一項に規定する浄化槽工...

六 法第二十三条第三項の規定により登録簿...

七 法第二十三条第三項の規定により登録簿...

八 法第二十五条第一項の規定により変更の...

一 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の...

二 法第二十二条第二号に掲げる事項の...

三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の...

四 法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の...

五 法第二十二条第一項第五号に掲げる事項の...

六 法第二十二条第一項第六号に掲げる事項の...

七 法第二十二条第一項第七号に掲げる事項の...

八 法第二十二条第一項第八号に掲げる事項の...

九 法第二十二条第一項第九号に掲げる事項の...

十 法第二十二条第一項第十号に掲げる事項の...

十一 法第二十二条第一項第十一号に掲げる事項の...

十二 法第二十二条第一項第十二号に掲げる事項の...

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機(入出...

4 第二項の帳簿(前項の規定による記録が行わ...

5 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

6 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

7 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

8 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

9 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

10 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

11 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

12 浄化槽工事業者は、第二項の帳簿(第三項の...

四 前号の営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

2 前項の場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を変更届出書に添付しなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項の変更 前条第二項第一号に掲げる書面

二 前項第四号に掲げる事項の変更 前条第二項第二号に掲げる書面

(身分証明書の様式)

第十三条 法第五十三条第三項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第十三号によるものとする。

附 則

1 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

2 法附則第四条の規定により届出をしようとする者は、別記様式第十一号による届出書に第十一条第二項に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

附 則 (平成六年二月二三日建設省令第四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

(経過措置)

2 この省令による改正前の建設業法施行規則、建築士法施行規則、建築動態統計調査規則、建設機械抵当法施行規則、河川法施行規則、道の区域内の建設大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成一〇年六月一八日建設省令第二七号) 抄

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二〇日建設省令第四一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日国土交通省令第九三号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年八月五日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

附 則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第二一号)

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年九月二六日国土交通省令第九二号)

この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二三年二月二七日国土交通省令第一〇六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第三四号)

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八五号)

この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第三項第二項及び第八項第二項の規定の適用については、同令第三項第二項中「のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。))以外のものについて」とあるのは、「について」と、同令第八項第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは、「について」とする。

附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第2条関係)(略)

別記様式第2号(第3条関係)(略)

別記様式第3号(第3条関係)(略)

別記様式第4号(第3条関係)(略)

別記様式第5号(第5条関係)

別記様式第5号 浄化槽設備士	氏名	住所	電話番号	登録番号	登録年月日
別記様式第5号 浄化槽設備士	氏名	住所	電話番号	登録番号	登録年月日
別記様式第5号 浄化槽設備士	氏名	住所	電話番号	登録番号	登録年月日
別記様式第5号 浄化槽設備士	氏名	住所	電話番号	登録番号	登録年月日

国土交通省のウェブサイト(www.mlit.go.jp)に本様式(別記様式第5号)のダウンロード用紙を掲載しております。印刷用紙は、別記様式第5号(別記様式第5号)を参照してください。

浄化槽設備士		浄化槽設備士	
氏名	登録番号	氏名	登録番号

別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

浄化槽工事業者登録簿 贈付交付・閲覧請求書	
年 月 日	
住所 請求者() 氏名()	
知事()	
この請求書により、浄化槽工事業者登録簿(贈付交付・閲覧)を次のとおり請求します。	
1	贈付交付を請求しようとする浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号 氏名又は名称() 登録番号(知事()第()号)
2	贈付交付の枚数 ()
3	贈付交付・閲覧を請求する理由 ()

備考
1 「贈付交付・閲覧」については、不要のものも請求すること。
2 閲覧請求にあつては、1及び2の記載を要しない。
3 届出を行わずに、贈付交付又は閲覧が認められた事業者に該当する届出の届出
名は行けること。

別記様式第7号(第8条関係)
(略)
別記様式第8号(第9条関係)

別記様式第8号(第9条関係)

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(登)第()号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

別記様式第9号(第9条関係)

別記様式第9号(第9条関係)

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(届一)第()号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考
浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、
浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第10号(第10条関係)

別記様式第10号(第10条関係)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号() 電話番号()
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	

別記様式第11号(第11条関係)
別記様式第12号(第12条関係)

別記様式第13号(第13条関係)

(表面)

第 号
所属
氏名

浄化槽法第53条第3項の立入検査員証

当該行政庁 印

年 月 日 発 行
年 月 日 限 有 効

(裏面)

浄化槽法抜すい

(報告徴収、立入検査等)
第53条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。
一 浄化槽管理者
二 浄化槽製造業者
三 浄化槽工事業者
四 浄化槽清掃業者
五 第19条第3項の規定により受託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
六 指定検査機関
七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定試験機関
八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関
2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建築物に立ち入り、帳簿簿籍その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～十 (略)
十一 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
第65条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員及び職員は、30万円以下の罰金に処する。
一～三 (略)
四 第53条第2項(同条第1項第7号又は第8号に掲げる者に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第2項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。